町内に在住の5歳以上の方へ

新型コロナワクチン接種のご案内

令和5年9月20日から、新型コロナワクチン秋開始接種が始まります。

- ・対 象 者:初回接種(1・2回目)を完了し、前回接種から3か月経過した5歳以上のすべての方
- ・接種期間:令和5年9月20日~令和5年12月31日までの予定

接種期間等は、厚生労働省の方針によって変更になる場合もあります。

詳細については、初回接種が完了している5歳以上のすべての方に郵送でお知らせします。

※郵送時期と内容は、現在の接種状況によって下記のとおり異なります。

| 案内郵送の対象者 | 郵送する物 | 注意点 |
|---|--------------------------|--|
| 春開始接種 (R 5.5.8~R 5.8.31の期間)で オミクロン株対応ワクチンを接種 <u>した方</u> | ・接種券 ・秋開始接種のご案内 | 接種から3か月経過後に郵送 ※6月19日までに接種した方は、9月 20日以降に郵送されます。 |
| 春開始接種 (R 5.5.8~R 5.8.31の期間)で オミクロン株対応ワクチンを接種 <u>してい</u> ない方 | ・秋開始接種のご案内 ・接種券再発行申込書 | 9月20日以降に郵送 ※接種券はすでに郵送しております。 接種を希望される方で、 接種券が お手元にない場合は、接種券再発 行申込書をご提出ください。 |

※令和3年以降に転入された方は、転入時に鏡野町での接種券発行申請をされていない場合、接種券は 発行されません。接種券の発行をご希望の方は、下記お問い合せ先へご連絡ください。

お問い合せ先

鏡野町健康推進課 コロナワクチン接種係 電話(0868) 54-2025

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給 者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです 。

受取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所) が実施します。

■ 対象となる方 それぞれ以下の要件をすべて満たしている必要があります

■老齢基礎年金を受給している方

- √65歳以上である
- ✓ 世帯全員の市町村税が非課税
- ✓年収(年金含む)が約88万円以下
- ■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ✓前年の所得額が約472万円以下

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受取りの対象の方には、日本年金機構より9月初旬頃から、お知らせを送付します。 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

令和6年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和5年10月分からさかのぼって 受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または鏡野町役場住民税務課で請求手続きをして ください。

お問い合せ先

日本年金機構『給付金専用ダイヤル』 電話(0570)05-4092(ナビダイヤル) 鏡野町住民税務課 国民年金係 担当:福島 電話(0868)54-2985